各段階における国、県、市の役割分担

(1)実施体制

分担	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期(県内感染期)	小康期	
	◆政府行動計画作成 ◆取組体制の整備 ◆地方公共団体等との連携強化 ◆国際間の連携強化	◆体制強化 ◆状況に応じ、政府対策本部設置 ◆基本的対処方針の決定・公示 ◆国際間の連携	【緊急事態ではない場合】 ◆基本的対処方針の変更(国内発生早期に入った旨、対処方針の公示) ◆状況に応じ、政府現地対策本部の設置 ◆国際間の連携 【緊急事態の場合】 ◆基本的対処方針等諮問委員会から意見聴取の上で緊急事態宣言を行う	◆基本的対処方針の変更(国内感染期に入った旨、対処方針の公示)		●従
	◆県行動計画作成 ◆取組体制の整備・強化 ◆県業務継続計画策定 ◆国及び市町村等との連携強化	◆体制強化 ◆政府対策本部が設置された場合、県対策本部を設置 ◆指定地方公共機関、登録事業者、その他事業者へ業務継続計画 運用の準備を要請	◆対策の基本的方針決定 ◆県民等へ発生状況等の周知 ◆県内初発の場合 対策本部会議において感染拡大 抑制のための対策決定		◆基本的対処方針の変更を受け、 措置の縮小・中止 ◆県対策本部の廃止	以来の計画を評価、第二波に備
	◆市行動計画等の作成 ◆体制の整備と国・県等との連携 強化	◆発生等情報の集約、共有及び分析 ◆庁内体制の整備 ◆政府対策本部が設置された場合、市対策本部の設置検討 ◆基本的対処方針等を受け、必要な体制を強化	【緊急事態ではない場合】 ◆発生等の情報の集約、共有及び分析 ◆市民、医療機関等への基本的対処方針の周知 【緊急事態の場合】 ◆市対策本部設置	【緊急事態の場合】 ◆市対策本部設置	◆基本的対処方針の変更をうけ、 措置の縮小・中止 【緊急事態の場合】 ◆緊急事態措置の解除宣言を行われた場合 関係機関への周知、市対策本部の廃止	える

-29

(2)(サーベイランス)・情報提供・共有

分担		未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	(県内感染期)	小康期	
国		イランス体制の整備 ・患者発生サーベイランス ・ウイルスサーベイランス ・入院サーベイランス ・学校サーベイランス等 ・感染症流行予測調査 ・鳥類、豚保有のインフルエン ザウイルスのサーベイランス	等に関する国内外の情報収集 ◆届出基準(症例定義)の通知	等に関する国内外の情報収集 ◆臨床情報の分析 ◆迅速診断キットの感度・特異度等の有効性の検証 ◆死亡・重症患者の状況の把		◆患者全数把握を中止を通知(県内感染期の対応) ◆ウイルスサーベイランスの強化の中止を通知	◆新型インフルエンザ等対策等に関する国内外の情報収集 ◆再流行の早期探知のため、学校サーベイランス及びウイルスサーベイランスの強化を通知	
		◆積極的疫学調査に関する都道	府県等との連携体制整備	◆発生地における積極的疫学 立感染症研究所職員の派遣)	調査の支援(必要に応じて国	◆積極的疫学調査の支援の中	中止	●従
	報提供・共		◆関係機関等との情報共有 ◆コールセンター等の設置	び注意喚起	◆国民に向けた情報提供及び ◆関係機関等との情報共有 ◆コールセンター等の継続	注意喚起	◆情報提供等のあり方の評価、見直し ◆コールセンター等の体制縮小	従来の計画を評価
県	サーベイランス	◆新型インフルエンザ等の対策や医療等に関する情報収集 ◆平時から継続して行うサーベイランスの実施 ◆地域の実情に応じたサーベイランスの実施(必要に応じて)	策や医療等に関する情報収 集 ◆患者全数把握の実施	集 ◆死亡·重症患者の状況の報	策や医療等に関する情報収 集	◆患者全数把握を中止 ◆ウイルスサーベイランスを 平時の体制に戻し実施	◆新型インフルエンザ等の対策や医療等に関する情報収集 ◆学校サーベイランス及びウイルスサーベイランスを強化し実施	価、第二波に備える
	報提供・共	供 ◆個人レベルの感染対策の普及 ◆情報提供体制の整備 ◆相談窓口の設置準備	び注意喚起 ◆相談窓口の設置 ◆国、関係機関等との情報共 有	び注意喚起 ◆相談窓口の充実・強化 ◆国、関係機関等との情報共 有		有	◆相談窓口の縮小	ଚ
市	情報提供·共有	◆国、県及び関係機関等から対策 集 ◆情報提供体制の整備 ◆個人レベルの感染対策の普及 ◆相談窓口の設置準備			収集 ◆市民等に向け、発生状況と ◆個人防護の重要性の周知		◆国、県及び関係機関等から対策や医療等に関する情報を収集 ◆市民へ小康期に入ったことを周知、流行の第二波に備えた情報提供、注意喚起 ◆相談窓口の縮小	

-30

(3)まん延防止に関する措置

分担			未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
	ま ん 延 防 止		◆個人における対策の普及 ◆外出自粛要請等の感染対策について の理解促進 ◆地域対策・職場対策の周知 ◆衛生資器材等の供給体制の整備	◆国内でのまん延防止対策の準備 ◆感染症危険情報の発出等 ◆在外邦人支援	【緊急事態ではない場合】 ◆住民や事業者等に対し、基本的な感染診の勧奨等を要請 ◆事業者に対し、感染対策を講ずるよう要 ◆必要に応じて、学校等におけるまん延び ◆都道府県等や関係機関に対し、病院、 集まる施設等における感染対策の強化を 【緊急事態の場合】 ◆重点的感染拡大防止策の実施の検討、結論を得る。	更請 方止策の実施に資する目安を示す 高齢者施設等の基礎疾患を有する者が	
玉	水際	検疫	◆検疫体制強化の準備(個人防護具や 器材の備蓄等) ◆停留施設の確保 ◆検疫所での訓練等の実施 ◆健康監視体制の整備	 ◆検疫の強化 ◆必要に応じ、検疫空港・港の集約化、隔離、停留等の実施 ◆航空・船舶会社に運行自粛等を要請 ◆健康監視対象者等情報の都道府県への送付 ◆都道府県からの報告の受理 	◆渡航者・入国者への情報提供、注意喚 ◆国内の感染拡大状況等を踏まえ、検疫		● 従 来
	対策	来航者への対応		◆外国人に対する査証措置(審査の厳格化、発給の停止) ◆密入国者の取締強化 ◆第三国経由の入国者対策	◆来航者への対応の継続		が の 計画 を 評
		在外邦人へ の支援等	◆在外邦人支援の準備と情報提供 ◆諸外国や国際機関等との情報交換	◆在外邦人支援と帰国希望者支援 ◆感染症危険情報の提供 ◆渡航自粛の呼びかけ	◆在外邦人支援と帰国希望者支援の継続 ◆情報提供の継続 ◆状況に応じ、不要不急の出国自粛の勧		価、
県		まん延防止	◆個人における対策の普及 ◆地域対策・職場対策の周知 ◆衛生資機材等の供給体制の把握 ◆外出自粛要請等の感染対策について の理解促進	◆県内でのまん延防止対策の準備 ◆在外邦人への周知	【緊急事態ではない場合】 ◆感染症法に基づく患者への対応や濃厚は、患者対策及び濃厚接触者対策は実施 ◆公共交通機関に対し、感染対策を講ず ◆国が示す目安を踏まえ、臨時休業を適 ◆住民や事業者等に対し、基本的な感染 診の勧奨等を要請 【緊急事態の場合】	返しない。) るよう要請 切に行うよう、学校の設置者に要請	第二波に備える
)IC					◆不要不急の外出自粛要請、施設の使用 ◆関係機関に対し、病院、高齢者施設等の おける感染対策の強化を要請		
	水際対策	検疫等	◆入国者における健康監視体制の整備 ◆検疫所、関係機関との連携確認	◆国の要請に応じ、適宜協力 ◆健康監視の実施準備 ◆検疫所との連携	◆検疫所との連携		
市		ま 防止 延	◆個人における対策の普及 ◆国及び都道府県の要請に応じ、適宜協力				
.,-	対水 策際 検疫等 ◆国及び都道府県の要請に応じ、適宜協力						

၊ ယ —

(4)予防接種

分担		未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
国		進 ◆プレパンデミックワクチンの原液の製造・備蓄(一部は製剤化) ◆円滑に流通できる体制を整備	ワクチンのうち、有効性が期 待できるものの製剤化分の 対接種、原液の製剤化の要請 ◆厚生労働省(国立感染症 研究所)はパンデミックワクチン製造株の開発 作成を行 では変更を が表、順位など具体的運用の 決定 ◆国家公務員の対象者に特 では種を実施		◆ワクチンを確保し、速やかに供給する ◆特定接種の継続 ◆データの収集・分析などを 行い、情報の提供を行う	◆従来の計画を評
	住民接種	◆ワクチンの役割、接種体制等、情報提供を行い、国民の理解を促進 ◆円滑に流通できる体制を備 ◆市町村が速やかに接種できるよう技術的支援	◆供給量の計画策定 ◆必要に応じて輸入口グモン ◆ワクチンの種類、有効性・1	方針等諮問委員会に諮り決	◆ワクチンを確保し、速やかに供給する	てる 第二波に
_	特定接種	◆円滑に流通できる体制を整備 ◆事業者の登録体制への協力 ◆所属する地方公務員の実施主体として対象者を把握 ◆接種体制の構築	◆ワクチン供給等の情報提供・流通体制整備 ◆所属する地方公務員の対象者に特定接種を実施	◆所属する地方公務員の対象者に特定接種を継続	◆所属する地方公務員の対象者に特定接種を継続	
県		の技術的支援への協力 ◆ワクチンの役割や供給体制・接種体制、接種対象者や持	る ◆市町村における速やかな接種体制構築のため実施されるの技術的支援への協力 ◆ワクチンの役割や供給体制・接種体制、接種対象者や接 種順位のあり方といった基本的な情報についての情報提供 ◆モニタリング	の周知 ◆市町村における速やかな接	種体制構築のため実施される の技術的支援への協力	◆ 国 の 方
	特定接種	◆所属する地方公務員の実施主体として対象者を把握 ◆特定接種対象者の登録の協力 ◆接種体制の構築	◆所属する地方公務員の対象者に特定接種を実施	◆所属する地方公務員の対 象者に特定接種を継続	◆所属する地方公務員の対象者に特定接種を継続	針に従い再
市	住民接種	◆実施主体として速やかに接種できる体制の整備 ◆市民に向け、予防接種に関する情報を提供	◆接種体制(医療従事者等、接種場所、接種に要する器具等、住民への周知方法等)の準備◆予防接種に関する情報提供	◆接種会場、医療従事者等を確保し、原則として集団的接種を行う ◆予防接種法第6条第3項に基づく接種実施 ◆優先接種対象者、接種順位等に関する情報周知	◆接種体制等の調整 ◆予防接種法第6条第3項に	整備

-32

分担		海外発生期	国内発生早期		小康期
	◆都道府県等の体制整備の進捗状況について定期的にフォローアップ ◆医療機関へ個人防護具の準備など感染対策等を進めるよう要請。医療機関の診療継続計画の作成要請、支援 ◆診断、治療方針等の手引き策定、訓練実施 ◆医療資機材の整備 ◆医療機関等への情報提供体制の整備 ◆検査体制の整備	時修正し、関係機関に周知 ◆新型インフルエンザ等に診断・治療に資する情報	◆引き続き、新型インフルエンザ等に診断・治療に資する情報等を医療機関・医療関係者に提供 ◆患者等が増加してきた段階では、都道府県等に対し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、一般の医療機関でも診療する体制への移行を要請◆引き続き、新型インフルエンザ等に診断・治療に資する情報等を医療機関・医療関係者に提供	外来、帰国者・接触者センター、感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、一般の医療機関でも診療する体制への移行を要請 ◆引き続き、新型インフルエンザ等に診断・治療に資	
	◆抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 ◆抗インフルエンザウイルス薬の流通状況の確認、 適正な流通の指導	◆全国の患者発生状況及び抗インフルエンザウイル ◆抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導 ◆必要に応じ製造販売業者に対して追加製造を指導 ◆都道府県と連携し、医療機関等に対し、新型インフ 濃厚接触者、医療従事者・水際対策関係者等)に必要 を行うよう要請 ◆医療機関に抗インフルエンザ薬の適切な使用を要	「 ルエンザウイルスの曝露を受けた者(患者の同居者、 要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与	◆全国の患者発生状況及び抗インフルエンザウイルス薬の流通状況等を調整 ◆都道府県からの補充要請に対し、国が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の配分等を調整 ◆予防投与の効果等を評価した上で患者の同居者に対する予防投与を継続するか決定	
	◆二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、対策会議を設置し地域の実情に応じた医療体制を整備 ◆医療機関へ個人防護具の準備など感染対策等を進めるよう要請 ◆医療機関へ診療継続計画の作成要請、支援 ◆帰国者・接触者外来、帰国者・接触者センターの設置準備 ◆感染症医療機関等での入院患者の受入準備 ◆県内感染期における医療体制の整備 ◆医療資機材整備 ◆検査体制の整備 ◆は有いをでは、訓練の実施 ◆社会福祉施設等における医療提供方法の検討	◆帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センターの設置 ◆帰国者・接触者外来を有しない医療機関を患者が受診する可能性もあるため、地域医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備 ◆検査体制の整備 ◆新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関・医療関係者に提供	症法に基づく感染症指定医療機関等で入院措置 ◆患者等が増加してきた段階では、帰国者・接触者 外来、帰国者・接触者センター、感染症法に基づく患	◆帰国者・接触者外来、帰国者・接触者センター、感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、地域医師会等と連携しながら、一般の医療機関においての診療を要請 ◆入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者は在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知◆医療機関が不足した場合、定員超過入院や臨時の医療施設の設置等において医療を提供 ◆通常の協力依頼のみでは医療の確保ができないような場合、医療関係者に対する要請等を検討◆電話再診患者等への抗インフルエンザウイルス薬等の処方方法の周知 ◆検査のキャパシティからPCR検査等の実施の優先順位を判断 ◆引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、必要に応じた警戒活動等の実施	◆従来の計画を評価、第二波に備える
	◆抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 ◆抗インフルエンザウイルス薬対策委員会等を設置 し・在庫状況等を把握する体制整備・備蓄の放出方 法について取り決める	◆抗インフルエンザウイルス薬対策委員会等で協議は、体制を用いて、在庫状況等の把握を開始 ◆卸業者に対し、製造販売業者が流通備蓄している。 指定医療機関等に発注に対応するよう指導 ◆備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の使用が ◆抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導 ◆医療機関に抗インフルエンザ薬の適切な使用を要	抗インフルエンザウイルス薬を早期に確保し、感染症	◆各医療機関等での使用状況及び在庫状況に関する情報を収集 ◆必要に応じて卸業者に対し各医療機関等の発注に対応するよう指導 ◆市場に流通している抗インフルエンザウイルス薬の在庫量が一定量以下になった時点で、備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を卸業者を通じて医療機関等に供給 ◆備蓄量が一定量以下になった時点で国に補充を要請 ◆備蓄分の使用状況及び在庫状況を国に経時的に報告	
市	◆都道府県からの要請に応じ適宜協力 ◆在宅で療養する患者への支援体制整備	◆関係団体の協力を得ながら在宅で療養する患者 への支援準備	◆関係団体の協力を得ながら在宅で療養する患者への支援	◆関係団体の協力を得ながら在宅で療養する患者 への支援 ◆都道府県からの要請に応じ適宜協力	

ا کن .

(6)市民生活及び市民経済の安定の確保

分担	対策	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
国	生活支援	P) 作成支援 ◆発生時における緊急物資の流通や運送等の事業継続のための体制整備を要請 ◆物資及び資機材の備蓄 ◆国民への注意喚起 ◆都道府県等からの要請に対し、必要に				
	埋火葬	◆都道府県等からの要請に対し、必要に	応じて支援			
県			◆感染対策実施要請等の事業者対応 ◆相談窓口の設置			◆従来の計画を評価
	埋火葬	◆火葬体制の整備、近隣都道府県との 連携体制の構築	◆資器材等の備蓄	◆情報の把握、資材等の確保	◆火葬場経営者への可能な限 りの火葬炉の稼働要請、広域的 な火葬体制の整備、遺体の保 存対策、一時的な埋葬を考慮	第二波に
		◆支援を必要とする世帯への食料品等 の配布方法の検討	◆その他、必要と思われる住民支援	配布等の実施		備 え る
	生活支援	◆新型インフルエンザ等発生時の要援 護者の把握	◆要援護者への支援			
市			◆相談窓口の設置			
	埋火葬	◆死亡者増加をふまえ、円滑な埋火葬の保)	ための体制整備(遺体保管場所等確	◆死亡者の増加にともない、円滑な埋火 の準備開始	車体制 ◆火葬体制の整備 ◆臨時遺体安置所の拡充 ◆墓地埋葬法の手続の特例に 基づく埋火葬に係る手続	

- 34 -